

東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、町民が行う省エネルギー対策を支援するため、対象システムを設置する者に補助金を交付することに関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの可視化を行うとともに、機器の電力使用量等を調製する制御機能を有するものをいう。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるものをいう。
- (3) 家庭用燃料電池システム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気と熱の供給を主目的としたシステムをいう。
- (4) 対象システム 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システム及び家庭用燃料電池システムのうち、未使用のものをいう。
- (5) 建売住宅供給者等 建売住宅等に対象システムを設置する計画を有し、当該年度中に工事を完了し販売できる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（法人を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、町税を滞納していないものとする。

- (1) 本町に住所を有する者（第8条に規定する実績報告書を提出するときまでに本町に住所を有する予定のものを含む。）で、自ら居住する町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。ただし、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。）に対象システムを設置する者
- (2) 自ら居住するため建売住宅供給者等から、町内の対象システム付き住宅（新築住宅に限る。）を購入し、第8条に規定する実績報告書を提出するときまでに当該住宅に住所を有する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象システムの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 家庭用エネルギー管理システム（HEMS） 1システムにつき1万円とする。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム 1システムにつき10万円とする。
- (3) 家庭用燃料電池システム 1システムにつき8万円とする。

2 対象システムに対する補助金の交付は、対象システムの種類ごとに1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、対象システムの設置工事の着工前に、あらかじめ東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付申請書(様式第1。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 平面図又は配置図
- (3) 設置工事着手前の現場写真(設置予定箇所及びその全景)
- (4) 工事請負契約書又はシステム設置工事に係る見積書の写し(メーカー及び型式が明記されているもの)
- (5) 対象システムの仕様の記載のあるパンフレットの写し
- (6) 町税の納税証明書(未納がない証明書)

2 前項第6号に規定する町税の納税証明書(未納がない証明書)は、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況等確認同意書(様式第1の2)をもってこれに代えることができる。

3 町長は、交付申請書の受付を先着順に行い、交付申請額の合計が予算の範囲を超えたときは、交付申請書を受け付けないものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付決定通知書(様式第2)により補助金交付の決定を申請者に通知するものとする。

(計画変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該決定に係る工事の内容を変更しようとするとき又は廃止若しくは中止しようとするときは、速やかに東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置計画変更承認申請書(様式第3。以下「計画変更承認申請書」という。)を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更と認める場合は、提出を省略することができる。

2 町長は、計画変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置計画変更承認通知書(様式第4)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 交付決定者は、対象システムの設置工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該会計年度の3月15日のいずれか早い日までに、東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金実績報告書(様式第5)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器領収金額証明書

- (2) 補助対象機器の保証書の写し
- (3) 設置工事完了後の現場写真（設置箇所）
- (4) 住民票（町外からの転入者に限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項第4号に規定する住民票は、申請者が町職員による住民登録の確認について同意する場合は、町税納付状況等確認同意書（様式第1の2）をもってこれに代えることができる。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の実績報告書を審査し、適当と認めたときは、交付決定者の請求により補助金を交付する。

2 前項の請求は、東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金請求書（様式第6）を町長に提出することにより行うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（協力）

第12条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じて対象システムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

（東浦町高効率エネルギーシステム設置費補助金交付要綱の廃止）

3 東浦町高効率エネルギーシステム設置費補助金交付要綱（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱附則第 2 項の規定は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

様式第1（第5条関係）

東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住所

氏名印

電話(.....).....-

東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 対象システム

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

定置用リチウムイオン蓄電システム

家庭用燃料電池システム

※機種名（メーカー名 機種の型式 ）

2 システム設置場所 東浦町大字 字 番地

3 補助金交付申請額 円

4 工事予定期間 工事着手予定日 年 月 日

..... 工事完了予定日 年 月 日

5 添付書類

(1) 案内図

(2) 平面図又は配置図

(3) 設置工事着手前の現場写真（設置予定箇所及びその全景）

(4) 工事請負契約書又はシステム設置工事に係る見積書の写し

（メーカー、型式が明記されているもの）

(5) 対象システムの仕様の記載のあるパンフレットの写し

(6) 町税の納税証明書(未納がない証明書)又は町税納付状況等確認同意書

案 内 図

機器を設置する住宅の場所がわかるように住宅の周辺図を記載してください。
〔住宅地図の写しでも可〕

平 面 図 又 は 配 置 図

敷地と住宅の形状を記載して、機器の設置位置を示してください。

設置工事着手前の現場写真

機器を設置する場所の写真を貼付してください。

設置予定箇所の全景写真

機器を設置する場所を中心に、住宅の屋根または住宅の正面等が写った写真を貼付してください。

町税納付状況等確認同意書

年 月 日

東浦町長

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 月 日

東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金の交付に係る審査のため、町担当者が私の町税の納付及び住民登録の状況について、調査することに同意します。

※ この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書(未納がない証明書)及び住民票の添付が必要となります。(各手数料必要)

処理欄（申請者は以下記入不要）

年 月 日

課長

課長

東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金の交付に必要なため、上記申請者について、東浦町に納付すべき町税の納付状況を照会します。

【 課職員確認欄】※記入に当たっては未納があるもののみ未納が「ある」に○を記入し、それ以外のもの（転入者、未申告者等の課税がないものを含む）は「ない」に○を記入してください。

上記の申請者については、町税の未納が ある ない ことを確認した。

年 月 日 確認者 _____

年 月 日

課長

課長

東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金の交付に必要なため、住民登録の登録状況を照会します。

【 課職員確認欄】

上記の申請者については、下記に住民登録が ある ない ことを確認した。

(転入・転居後の住所) 東浦町大字 _____ 字 _____ 番地

(異動日) _____ 年 月 日
_____ 年 月 日 確認者 _____

様式第2（第6条関係）

東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付決定通知書

東浦町指令 第 号
年 月 日

様

東 浦 町 長 印

年 月 日付けで申請のありました東浦町住宅用地球温暖化
対策機器設置費に対し、次のとおり補助金を交付します。

交付の目的 東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費

交付金額 金 円

様式第3（第7条関係）

東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置計画変更承認申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所

氏 名 印

電 話 (.....) -

年 月 日付け東浦町指令 第 号により補助金交付決定通知を受けました東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金について、下記のとおり（変更、 廃止、中止）をしたいので申請します。

記

1 （変更、廃止、中止）の内容

2 （変更、廃止、中止）の理由

様式第4（第7条関係）

東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置計画変更承認通知書

東浦町指令 第 号
年 月 日

様

東 浦 町 長 印

年 月 日付けで変更承認申請がありました住宅用地球温暖化対策機器設置計画について承認します。

付記

様式第5（第8条関係）

東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金実績報告書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住 所

氏 名印

電 話 -

年 月 日付け 東浦町指令 第 - 号により補助金交付決定
通知を受けました東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置工事が完了したので、下記のとおり関係
書類を添えて報告します。

記

1 対象システム

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

定置用リチウムイオン蓄電システム

家庭用燃料電池システム

※機種名（メーカー名 機種名の型式)

2 システム設置場所 東浦町大字 字 番地

3 工事期間 工事着手日 年 月 日

工事完了日 年 月 日

4 添付書類

(1) 補助対象機器領収金額証明書

(2) 補助対象機器の保証書の写し

(3) 設置工事完了後の現場写真（設置箇所）

(4) 町外からの転入者にあっては住民票（申請時に町税納付状況等確認同意書を提出してい
ない場合に限る。）

(5) その他町長が必要と認める書類

設置工事完了後の現場写真

設置完了前後の様子を比較するため、補助金交付申請に添付した「設置予定箇所の写真」と同じ位置からの写真を貼付してください。

設置機器全体のわかる写真

